

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会 遺伝性腫瘍コーディネーター制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会（以下、日本遺伝性腫瘍学会という）は、がん医療に関わる腫瘍学と遺伝学に精通し、遺伝性腫瘍診療およびがんゲノム医療において、患者・家族が適切な医療が受けられるに支援することができる人材の養成、遺伝性腫瘍に関する知識の普及と医療活動の向上を目的として、本規則を制定する。

(制度)

第2条 日本遺伝性腫瘍学会では、前条の目的を達成するために遺伝性腫瘍コーディネーター制度を設ける。

(制度の運用)

第3条 日本遺伝性腫瘍学会では、遺伝性腫瘍コーディネーター制度の運用のために、遺伝性腫瘍専門医・遺伝性腫瘍コーディネーター（HTC）・家族性腫瘍カウンセラー（FTC）制度委員会の下部組織として、HTC/FTC 制度小委員会および事務局を置く。

第2章 遺伝性腫瘍コーディネーター制度

(定義)

第4条 遺伝性腫瘍やがんゲノム医療に関する知識を有し、遺伝性腫瘍患者/家族を支援する環境を調整（コーディネーション）するスキルを備える医療に関わる職種（医師、看護師、助産師、保健師、薬剤師、臨床検査技師など）を対象として、「遺伝性腫瘍コーディネーター」の資格を付与する。

(役割)

第5条 遺伝性腫瘍コーディネーターは、以下の役割を果たすことが期待される。

- (1) 患者の臨床背景および家族歴から遺伝性腫瘍が疑われる患者をスクリーニング、遺伝カウンセリング、遺伝学的検査、がんゲノム医療などを実施している医療部門と連携し、患者とその家族が遺伝性腫瘍に関する遺伝医療を受けられるように調整（コーディネーション）する。
- (2) 遺伝性腫瘍患者と血縁者が、生涯にわたって適切な腫瘍のサーベイランスなどのリスク低減策や、適切な治療を受けられるように支援する。この場合のサーベイランスとは、遺伝性腫瘍の特徴である多重多発がんの早期発見と治療および将来の発症の予防に必要な医学的管理をいう。
- (3) 遺伝性腫瘍患者と家族に対して腫瘍の発症の予防と早期発見に役立つ行動の啓発とサポートを行う。
- (4) がん組織の網羅的体細胞遺伝子解析において、解析結果、生殖細胞系列バリエーション(変異)などの二次的所見を、患者とその家族が理解することを支援する。

- (5) がんゲノム医療において遺伝性腫瘍が二次的所見として見つかる可能性を踏まえて、遺伝性腫瘍患者が遺伝医療を受けられるように調整（コーディネーション）する。
- (6) 勤務する医療機関の従事者に対して、遺伝性腫瘍の診療に役立つ情報の提供を行う。

（申請資格）

第6条 遺伝性腫瘍コーディネーターとして認定を受けようとする者は、次の各号に掲げるすべてに該当し、かつ定められた期間内に HTC/FTC 制度小委員会の実施する遺伝性腫瘍コーディネーター認定試験（以下、認定試験という）に合格しなければならない。

- (1) 日本遺伝性腫瘍学会の入会歴が申請時点で3年以上経過していること
- (2) 日本遺伝性腫瘍学会が開催する遺伝性腫瘍セミナーを申請時点で3回以上受講していること
- (3) 医療に関わる職種（医師、看護師、助産師、保健師、薬剤師、臨床検査技師など）の資格を有し、申請時点で2年以上がん医療に関わる医療機関に勤務し、5症例以上の遺伝性腫瘍（がんゲノム医療を一部含んでもよい）の症例に関する実務経験を有する者

（申請の手続き）

第7条 認定を希望するものは以下の各号に掲げる書類に所定の審査料を添えて、HTC/FTC 制度小委員会事務局に申請しなければならない。

- (1) 遺伝性腫瘍コーディネーター申請書
- (2) 履歴書
- (3) 遺伝性腫瘍セミナーの受講修了証（過去5年以内3回分）
- (4) 本学会の学術集会時の教育講演あるいは別途 HTC/FTC 制度小委員会が定める講習の受講証明書（過去5年以内3回分）。
- (5) 申請に必要な医療に関わる職種などの資格を証明するもの
- (6) 所属医療機関（申請者が大学等に所属する場合は、所属する部門）が、がん医療の実務経験を証明する書式
- (7) 遺伝性腫瘍（がんゲノム医療をを一部含んでもよい）の臨床に関連した経験症例概要（5症例）
- (8) その他必要書類一式（詳細は細則に定める）

（認定試験の実施）

第8条 認定試験は毎年1回実施する。

- (1) 認定試験は筆記で行う。
- (2) 認定試験実施に関する期日などの必要事項は毎年度当初に公示する。

(遺伝性腫瘍コーディネーターの認定)

第 9 条 HTC/FTC 制度小委員会は認定試験に合格し所定の登録手数料を納入した者を日本遺伝性腫瘍学会理事会に推薦し、日本遺伝性腫瘍学会理事長が遺伝性腫瘍コーディネーターに認定する。

第 10 条 遺伝性腫瘍コーディネーターと認定された者は遺伝性腫瘍コーディネーター認定証の交付を受けることができる。

(更新)

第 11 条 遺伝性腫瘍コーディネーターの認定期間は 5 年とし、5 年毎に認定を更新する。

(生涯教育)

第 12 条 遺伝性腫瘍コーディネーターは、遺伝性腫瘍の診療に役立つ以下のサービスを利用することができる。

- (1) 遺伝性腫瘍セミナー参加申し込みの優先予約
- (2) 遺伝性腫瘍のカウンセリングとコーディネーションに有用なリソース (必要により実費負担を求めることがある)。
 - (i) 遺伝性腫瘍セミナーテキスト
 - (ii) 遺伝性腫瘍セミナー講義スライド
 - (iii) 遺伝性腫瘍に関する資料等
 - (iv) その他、生涯教育に有用なリソース

(他学会との連携)

第 13 条 日本遺伝性腫瘍学会が開催する遺伝性腫瘍セミナーへの出席は遺伝性腫瘍診療あるいはがん医療に関連する学会の資格認定あるいは更新に必要な研修単位として利用することができる

(遺伝性腫瘍コーディネーターの取り消し)

第 14 条 遺伝性腫瘍コーディネーターとして称号を授与されたものが以下の各号のいずれかに該当する場合、HTC/FTC 制度小委員会は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を辞退したとき
- (2) 第 6 条、第 7 条の各号における申請時の書類記載事項に事実と重大な相違があり、認定の付与条件に欠けるものと認められるとき
- (3) 申請時の医療に関わる職種の資格を喪失したとき
- (4) 日本遺伝性腫瘍学会の学会員でなくなったとき
- (5) 日本遺伝性腫瘍学会理事会が遺伝性腫瘍コーディネーターとしてふさわしくないと認めたとき
- (6) 有効期間が経過後、更新の申請が行われず 3 年以上経過したとき

第3章 HTC/FTC 制度小委員会および事務局

(HTC/FTC 制度小委員会を運用する機関)

第15条 HTC/FTC 制度小委員会は、以下の各号に掲げる事項を審議し、日本遺伝性腫瘍学会理事会に報告する。

- (1) 遺伝性腫瘍コーディネーター申請者の審査に関すること
- (2) 認定試験の問題作成及び実施に関すること。
- (3) 遺伝性腫瘍コーディネーターの登録・認定書の交付に関すること。
- (4) 遺伝性腫瘍コーディネーターの生涯教育に関すること
- (5) 遺伝性腫瘍コーディネーターの認定試験に関すること
- (6) 遺伝性腫瘍コーディネーターの更新の審査に関すること
- (7) その他、HTC/FTC 制度の運用に関すること

(HTC/FTC 制度小委員会委員)

第16条 HTC/FTC 制度小委員会は日本遺伝性腫瘍学会理事会から推薦された委員で構成する。

- (1) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない
- (2) 委員に欠員が生じたときは、理事会の推薦により補充する
- (3) HTC/FTC 制度小委員会に委員長を置く

(会議)

第17条 HTC/FTC 制度小委員会会議は全委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(事務局)

第18条 事務局は、HTC/FTC 制度の運用に必要な事務を担当する。

第4章 補則

(規則の改訂)

第19条 この規則は、日本遺伝性腫瘍学会理事会の承認を得て、改正することができる。

(その他の基準)

第20条 経過措置、およびその他の制度運用に必要なことについては、日本遺伝性腫瘍学会理事会の了承を得て、HTC/FTC 制度小委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 本規則は、2019年6月17日から施行する。

*本規則は、遺伝性腫瘍コーディネーターの「称号」を「認定資格」への移行することに伴い、家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度規則（2011年5月27日施行）をもとに作成し2019年6月13日承認を得たものである。